

7 自然災害時等における対応について

1. 安全管理の取組みについて

(1) 安全管理の徹底

防災教育は、究極的には命を守ることを学ぶことであるが、そのためには、災害発生 の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対処の仕方を学ぶこと、そして、それを実践に移すことが必要となる。文部科学省では、学校における防災教育のねらいを、一つ目は「災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする」、二つ目は「災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする」、三つ目は「自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」としている。

(内閣府「防災情報のページ」より抜粋)

本学の防災教育は、上記内容を踏まえ、オリエンテーションやキャリアガイダンス等で適宜実施し、必要に応じて専門家を招聘するなどして防災に関する正しい知識の習得を図ることにある。

また、全教職員が日頃より学生の安全確保を最優先に考え行動するとともに、以下の内容を学生自身が常に心がけるよう全学的に周知・徹底する。

- ① 不測の事態に備え「危機管理マニュアル」「北九州市ハザードマップ」「東京防災」などを参考に、日頃より危機管理意識を高めて身の安全の確保に努める。
- ② 災害が発生する恐れのあるときは、不要不急の外出は避け、適切な行動がとれるよう気象庁や行政等の公的機関から発表される情報を的確に把握し、適切な行動をとる。
- ③ 身の危険を感じる事態に遭遇した場合は、「自分の命は自分で守る」ことを最優先に考え、身の安全を確保する。
- ④ 自宅が安全な場合は自宅待機し、自宅付近に避難勧告・指示が発令されている場合は、すみやかに安全な場所に避難して身の安全を確保する。
- ⑤ 身の危険が回避され安全が確保された時点で、健康状態、居場所、連絡先などの状況を保護者・家族等に連絡する。また、落ち着いた時点で、大学（クラス担任など）にも連絡する。
- ⑥ 寮生の場合は、上記内容に加えて寮監の指示にしたがい適切な行動をとる。

過去の経験則が通用しない異常事態・緊急時には、

「大丈夫だろう…」 「まさか…とは思わなかった」

という考え方は絶対にダメ！

「…すると助からないかもしれない」 「もしも…が起きたら」

という考え方を常に意識して行動しよう！

(2) 自然災害時等の学内避難・待機場所

学内に出勤しているとき（滞在中）に自然災害等が発生した場合には、むやみに下校することは避け、それぞれ以下の場所に避難・待機し、担当教職員の指示にしたがい適切な行動をとる。

【大学】

・食物栄養学部：

2号館、5階以上の01教室

・リハビリテーション学部：

理学療法学科…7号館（記念館）

作業療法学科…7号館（記念館）

【短大】

・保育学科：

1年1組および2組…2-303

1年3組および4組…2-304

2年1組…2-301

2年2組…2-302

2年3組…2-401

2年4組…2-402

・食物栄養学科：

3-502

・専攻科：

① 地震・火災時…体育館・講堂

② 台風・水害時…1号館「介護実習室」（浸水の場合は1-502）

(3) 緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予、JASSO 支援金について

日本学生支援機構では、「災害救助法適用地域」において当該の災害で家計が急変したことによる奨学金の新規採用、減額返還・返還期限猶予等の希望者を受け付けている。また、同地域の勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害にかかったものについても採用できる場合がある。いずれの場合も学生指導課窓口にご相談ください。

2. 自然災害時等に係る休講措置について

(1) 北九州地区において「特別警報」が発表された場合、または自然災害等のため公共交通機関（JR 鹿児島本線・日豊本線、西鉄バス等）が不通になった場合

午前 6 時の時点で特別警報が解除されていない場合は、1 時限目の授業は自動的に休講とし、その後の対応については、午前 6 時 30 分までに授業実施の有無等をホームページおよび UNIPA 上で周知する。また、台風や豪雨等の場合、気象予報等の事前情報で予測可能な場合には、必要に応じて前日までに同様の方法で周知する。

なお、2 時限目以降の授業再開の判断基準は以下のとおりとし、授業再開の場合は、各時点において同様に周知する。

- ・ 8 時までに解除の場合 2 時限目から通常授業
- ・ 10 時 30 分までに解除の場合 3 時限目から通常授業
- ・ それ以降の解除の場合 全日休講

(2) 上記以外の場合（局所的な自然災害等で出校できない学生に対する配慮）

北九州地区以外の学生の居住地域において「特別警報」が発表された場合についても、当該学生に関しては（1）と同様の対応とする。また、（1）以外の通学経路が不通の場合などは、当該学生の身の安全の確保を最優先に考え、学生の自己判断による対応（気象庁や行政等の公的機関から発表される情報を的確に把握し、適切な行動をとること）を認める。

授業に出席できない場合でも、欠席扱いとはならないように個別補講・課題等の措置を講じ、学修上不利益にならないよう配慮する。

なお、当該学生は、身の安全が確保でき落ち着いた段階で、出校できない旨を大学（担任等）に連絡する。

（具体例）

（1）に示された時点以前に判断しなければ授業に間に合わない場合には、当該時刻まで待機して行動するか、各種ニュースや行政による発令などの各種情報に基づいて行動するかを学生の自己判断で対応する。

台風や豪雨等の自然災害のため、公共交通機関が一部のみ不通で通学の目途が立たない場合、自宅など安全な場所で待機し交通状況の回復を待つ。

公共交通機関の最寄駅までの道程で自然災害等による影響により辿り着けない場合においても同上とする。また、後日その状況について「事故等発生報告書」を提出する。